

## 議第43号

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第14項中「第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで若しくは第44項」を「第10項、第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで若しくは第39項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月8日提出

三島市長 豊岡 武士